

令和7年度緑のトラスト保全地保全管理業務委託（3号地） 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和7年度緑のトラスト保全地保全管理業務委託（3号地）

2 業務目的

県民が主体となり、埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境の保全を図るさいたま緑のトラスト運動の趣旨に基づき、地元住民等の参加により、郷土さいたまの優れた自然を後世に引き継ぐとともに、広く県民が自然とのふれあいの場として安心して利用できるよう「緑のトラスト保全地」を適正に保全管理する。

3 委託期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

4 委託料の上限額

3,911,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 管理を委託する土地の所在

別紙1のとおり

6 委託業務の内容

緑のトラスト保全第3号地（以下「トラスト保全地」という。）の適正な管理

（1）巡視・美化活動

トラスト保全地において、1か月に2回、巡視による状況把握とゴミの収集等の美化活動を行う。

（2）みどりの保全管理

トラスト保全地において、動植物の知識を活かし、生態系に配慮した健全な自然環境形成及び散策路等の安全確保を図るために必要な下草刈り、倒木除去、除伐・間伐、除草等を行う。

また、ナラ枯れ被害に係る、来訪者等の安全確保に必要な伐採、枝落し等の対応及び予防措置を行う。

(3) 設備の維持管理（設備については別紙2を参照）

ア 歩道、境界柵、東屋、ベンチ、案内板等の設備について、維持管理及び設置を行う。

イ トイレの維持管理（清掃及びトイレットペーパー等の消耗品の補充、簡易な補修、汲み取り）を行う。

(4) ボランティアスタッフの養成

トラスト保全地で保全管理活動を行うボランティアスタッフの養成を行い、チェーンソーや刈払い機等、保全管理に関する知識と技能の向上に努める。

(5) トラスト保全地における危機管理対応

トラスト地において、下記の人的被害及び物的被害が発生した時は、速やかに県に報告の上、現場対応を行うこと。

ア トラスト保全地内において、県民、企業等の第三者が人的、物的被害を受けたとき。

イ トラスト保全地外であっても、トラスト保全地内に起因して上記被害が生じたとき。

ウ ボランティアの保全活動中に、救急搬送を要するようなケガもしくはそれと同等のケガ等が発生したとき。

エ 台風等により、県民等がトラスト保全地を利用するまでの支障が発生したとき。

(6) 一般県民や企業、学校等による保全活動の受け入れ

幅広い県民に保全活動への参加を呼びかけ、活動への参加を希望する一般県民、企業、学校等の受け入れを行い、トラスト地の保全に取り組もうとする活動の担い手の創出に寄与すること。

(7) その他

ア さいたま緑のトラスト運動の趣旨を十分理解した上で、業務の進行管理を行い、実施すること。

イ トラスト保全地における重大事故に備えるため、対人・対物事故の損害を補償する賠償責任保険に加入する。

ウ 関係する市町や他団体、周辺地域との情報共有、連携の下に業務を進めること。

エ 保全活動等の際は、活動者の安全確保に十分留意すること。

7 活動報告

業務を完了したときは、遅滞なく、契約書に定める業務実績報告書及び業務経費決算書を埼玉県に提出する。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告すること。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁的記録とも委託者の求めに応じ提出するものとする。
- (9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

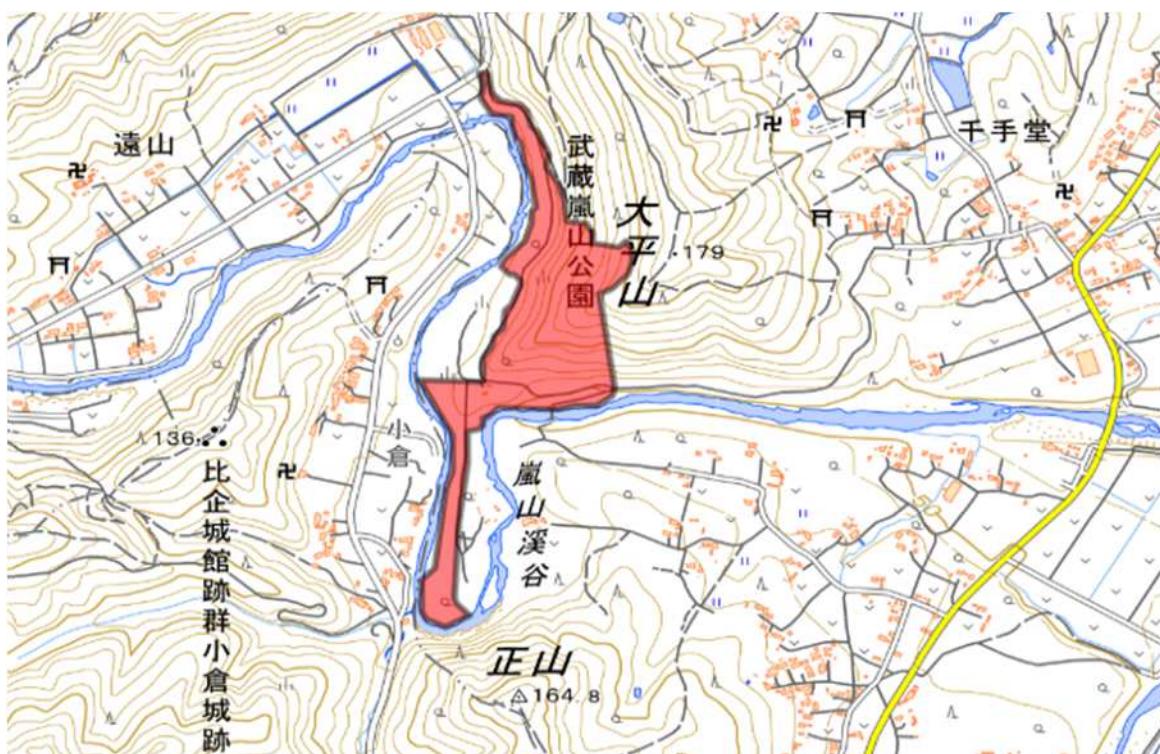
緑のトラスト保全第3号地

所在地：嵐山町大字鎌形ほか

位置図



上記位置図のうち、保全管理箇所（面積：9.7ha）

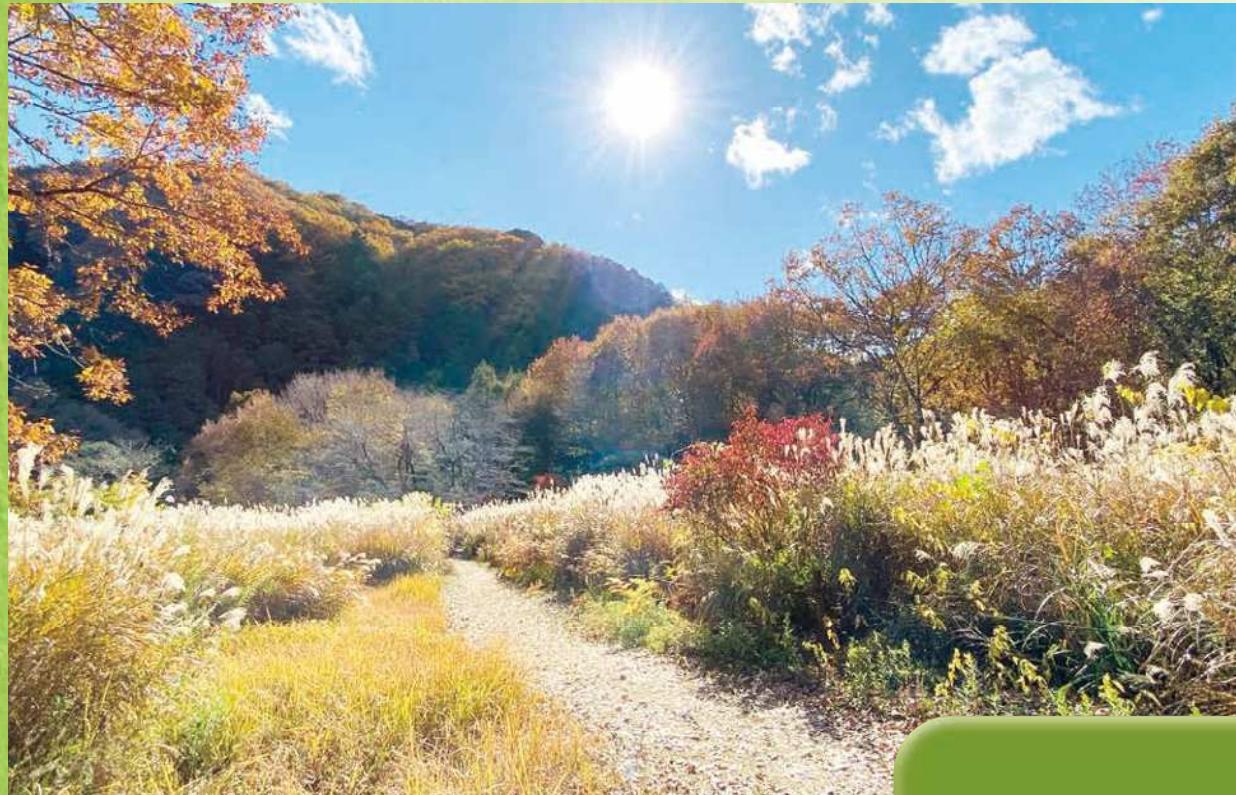


緑のトラスト保全
第3号地

武藏嵐山渓谷周辺樹林地

3

所在地 嵐山町大字鎌形ほか
データ H9取得13.5ha



比企丘陵の中に位置し、大平山の斜面とそれに続く緩やかな斜面で、櫻川の流れと一体となって、すばらしい景観をつくり出しており、埼玉を代表する景勝地の一つです。



▲第22回コンクール
優良賞「嵐山渓谷のエナガちゃん」

12

第25回コンクール
最優秀賞「秋探しの嵐山樹林地」

「嵐山渓谷」の地名は、「日比谷公園」を設計した本多静六林学博士が京都の嵐山にちなんで命名し、嵐山町町名発祥の地でもあります。

別紙2



交通

東武東上線武藏嵐山駅西口からイーグルバス
休養地入口・十王堂前経由せせらぎバスセンター行き
約7分「千手堂」下車約0.5km(徒歩約6分)
P:遠山口にあり 約20台

周辺情報

県立嵐山史跡の博物館
(電話0493-62-5896)

令和4年のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に登場する嵐山重忠公が居住したと伝わる国指定史跡「菅谷館跡」にあり、埼玉県域の中世の歴史を知ることができます。



©嵐山町観光協会

J.A.埼玉中央
嵐山農産物直売所
(電話0493-62-6596)

旬の農産物・果物、各種花・
切花や、農産物を利用した食
品などを販売しています。

13

第一号地

第二号地

第三号地

第四号地

第五号地

第六号地

第七号地

第八号地

第九号地

第十号地

第十一号地

第十二号地

第十三号地

第十四号地

その他情報

3 緑のトラスト保全第3号地 武藏嵐山渓谷周辺樹林地

おすすめ散策コース(約1.6km)

遠山口→あずま屋→与謝野晶子の歌碑
→槐川に沿って周回



比企の渓
槐の川 赤柄の傘を さす松の
立ち並びたる 山のしののめ
昭和14年に与謝野晶子が嵐山渓谷
を訪れ、歌を数首詠んだことにちなみ、平成10年に歌碑が建立されたんだよ。



14

遠山口

P

WC

保全活動

毎週火曜日
9:00~15:00
遠山口駐車場集合



▲第22回コンクール
佳作「陽光燐燐」



与謝野晶子の歌碑
ススキの原っぱ

15